

II 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長	期限の特例	取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否				
29	2114	1645	297	23	143	6	2	59	6	90
30	1977	1432	346	13	148	2	1	53	0	106

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	29	30	公開	一部公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開情報	不存在	存否応答拒否			
市長	会計室	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市長室	11	4	0	1	0	2	0	0	1
	総務企画局	40	36	14	14	3	8	0	1	2
	財政局	86	102	56	31	1	11	0	0	9
	市民局	36	23	8	12	0	2	0	0	1
	こども未来局	27	25	8	14	1	4	0	0	1
	保健福祉局	96	110	51	32	0	22	0	0	16
	環境局	48	62	42	12	1	9	0	0	1
	経済観光文化局	49	39	20	14	0	10	0	0	1
	農林水産局	49	48	40	6	0	1	0	0	2
	住宅都市局	171	148	98	33	3	10	0	0	7
	道路下水道局	577	508	478	12	1	4	0	0	15
	港湾空港局	122	112	95	15	0	0	0	0	2
	区役所	432	373	302	42	1	13	2	0	20
小計	1745	1590	1212	238	11	96	2	1	78	
議長	8	5	3	2	0	1	0	0	0	
教育委員会	79	113	70	30	1	24	0	0	5	
選挙管理委員会	2	2	0	2	0	1	0	0	0	
人事委員会	4	1	0	1	0	0	0	0	0	
監査委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
公営企業水道局	156	129	115	5	0	3	0	0	8	
管理者交通局	39	21	12	6	0	3	0	0	1	
消防長消防局	65	87	14	51	0	18	0	0	4	
福岡市立病院機構	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	8	11	4	5	1	2	0	0	0	
福岡市土地開発公社	1	4	0	4	0	0	0	0	0	
担当課なし	2	10	0	0	0	0	0	0	10	
合計	2114	1977	1432	346	13	148	2	1	106	

備考

- 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未裁決
平成29年度の申立て分	7	0	1	4	1	0	1	0
平成30年度の申立て分	5	1	0	1	0	0	3	0

備考

・特になし。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		平成29年度		平成30年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	71,865枚	718,650円	49,639枚	496,390円
	カラー	1,746枚	52,380円	2,857枚	85,710円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		456枚	31,920円	529枚	37,030円
DVD-R		5枚	600円	5枚	600円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音テープ1巻170円, ビデオテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】

平成30年度及び過年度になされた諮問について、平成30年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表 5

諮 問 の 概 要 (平成28年度諮問第11号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴訟委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類
実 施 機 関	総務企画局行政部法制課
決 定 年 月 日	平成28年10月13日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号, 第2号に該当 ・ 弁護士報酬額については, 当該弁護士の経営方針を表す内部情報であり, 事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 事件番号については, 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年10月20日
諮 問 年 月 日	平成28年11月16日
答 申 年 月 日	平成30年6月18日
答 申 内 容	「福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴状委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類」について、福岡市長が行った一部公開決定は、非公開とした部分のうち、弁護士報酬額に係る部分については、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成30年7月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第19号)	不服申立て事案についての諮問 指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する資料一式
実施機関	保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課
決定年月日	平成29年1月18日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第3号に該当 公にすることにより、捜査機関による捜査の遂行が困難となるおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年1月24日
諮問年月日	平成29年2月21日
答申年月日	平成30年6月18日
答申内容	「指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する資料一式」について、福岡市長が行った非公開決定は妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年7月12日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成29年度諮問第1号)	不服申立て事案についての諮問 特定地番の土地上の建物について、福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づき調査した事項に関する報告書(特に、底地の所有者、管理者に関する調査結果を記載した文書)
実施機関	住宅都市局建築指導部建築物安全推進課
決定年月日	平成29年2月22日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第5号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。 また、当該建物に対する評価内容を公表することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年3月30日
諮問年月日	平成29年4月21日
答申年月日	平成31年1月16日
答申内容	「特定地番の土地上の建物について、福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づき調査した事項に関する報告書(特に、底地の所有者、管理者に関する調査結果を記載した文書)」について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成31年2月14日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第2号)	西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿(総会時)」
実施機関	西区総務部生涯学習推進課
決定年月日	平成29年3月29日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 氏名及び機関・団体名の役職については、個人情報であるため。
不服申立て年月日	平成29年5月22日
諮問年月日	平成29年6月21日
答申年月日	平成30年3月19日
答申内容	「西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿(総会時)」」について、福岡市長が行った一部公開決定については、非公開とした部分のうち、西区人権尊重連絡会議の会長である委員の氏名及び機関・団体における役職名の部分は公開することが妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年4月17日
裁決・決定内容	一部認容(答申どおり)

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第3号)	福岡市総合図書館新ビジョンの事業計画・成果指標における目標値の算出根拠を示す文書
実施機関	教育委員会総合図書館事業管理部運営課
決定年月日	平成29年8月3日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成29年9月22日
諮問年月日	平成29年10月6日
答申年月日	平成30年5月25日
答申内容	「福岡市総合図書館新ビジョンの事業計画・成果指標における目標値の算出根拠 <平成30年度目標値>①入館者数5,500千人②個人貸出冊数5,200千冊③貸出利用者数1,400千人④新規登録者数45千人」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年6月5日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成29年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文, 顛末書, 診断書, 事情聴取記録, その他一切の添付文書等を含む) (平成24年度分)
実施機関	教育委員会総務部コンプライアンス推進担当
決定年月日	平成29年8月18日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 氏名, 所属, 学級は, 個人に関する情報であり, また, 体罰は職務の遂行に係る情報ではないため。また, 始末書は個人の人格と密接に関わる情報であり, 個人識別性のある部分を除いたとしても, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年9月19日
諮問年月日	平成29年10月19日
答申年月日	(平成30年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成29年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問 総合図書館に係る指定管理者評価委員会(7/13開催)の「出席者名入り」議事録
実施機関	教育委員会総合図書館事業管理部運営課
決定年月日	平成29年11月16日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成29年11月24日
諮問年月日	平成29年12月14日
答申年月日	平成30年7月10日
答申内容	「総合図書館に係る指定管理者評価委員会(7/13開催)の「出席者名入り」議事録」について, 福岡市教育委員会が行った非公開決定は妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年8月2日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第6号)	特定店舗の申請日現在における食品営業者台帳（営業許可申請書）
実 施 機 関	早良区保健福祉センター衛生課
決 定 年 月 日	平成29年12月8日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当個人情報であるため。
不服申立て年月日	平成29年12月20日
諮 問 年 月 日	平成30年1月12日
答 申 年 月 日	平成30年8月21日
答 申 内 容	「特定店舗で営業をなす者に係る申請日現在における食品営業者台帳（営業許可申請書）」における営業許可申請者の住所について、福岡市長が行った一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成30年9月11日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第7号)	2 mを超える擁壁を施工する際の提出図書：「構造詳細図」及び「構造計算書」
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	平成29年10月23日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成30年1月16日
諮 問 年 月 日	平成30年2月14日
答 申 年 月 日	平成31年1月16日
答 申 内 容	「福岡市住宅供給公社が昭和56年2月13日付けで福岡市に提出の一般分譲住宅特定団地の計画書の中に複数存在している、2メートルを超える擁壁を施工する際の提出図書：「構造詳細図」及び「構造計算書」」について、福岡市住宅供給公社が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成31年2月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成30年度諮問第1号)	一般分譲住宅特定団地に係る2メートルを超える擁壁を施工する場合の「構造詳細図等の構造を明示する書面」
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	平成30年4月16日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年6月12日
諮 問 年 月 日	平成30年6月21日
答 申 年 月 日	平成31年1月16日
答 申 内 容	「福岡市住宅供給公社が昭和56年2月13日付けで福岡市へ提出の一般分譲住宅特定団地の計画書の中に複数箇所存在している、2メートルを超える擁壁を施工する場合の「構造詳細図等の構造を明示する書面」」について、福岡市住宅供給公社が行った非公開決定は、結論として妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成31年2月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成30年度諮問第2号)	平成23年6月27日付け福市住公第194号に記載された「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」という一文の根拠書面
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	平成30年4月16日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年6月12日
諮 問 年 月 日	平成30年6月21日
答 申 年 月 日	平成31年1月16日
答 申 内 容	「平成23年6月27日付け福市住公第194号に記載された「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます。」という一文の根拠書面」について、福岡市住宅供給公社が行った非公開決定については、これを取り消し、別紙に記載する公文書を対象文書として、新たに公開決定等を行うことが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成31年2月13日
裁 決 ・ 決 定 内 容	認容（答申どおり）

諮問の概要 (平成30年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の特定地番の集合住宅で発生した特定個人が所有する居室の火災に関する火災原因調査報告書一式(写真等含む)
実施機関	消防局予防部予防課
決定年月日	平成30年10月3日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号, 第2号及び第6号に該当 ・個人及び法人等の権利, 利益を害するおそれがあるため。 ・法令等の規定により, 公にすることができないため。
不服申立て年月日	平成30年10月16日
諮問年月日	平成30年11月13日
答申年月日	(平成30年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成30年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市住宅都市局が保有する特定団地の管理に関する記録のすべて(写真, 手紙を含む)
実施機関	住宅都市局住宅部住宅管理課
決定年月日	平成30年9月7日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成30年11月2日
諮問年月日	平成30年11月21日
答申年月日	(平成30年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成30年度諮問第5号)	福岡市住宅供給公社が所有する特定団地の管理に関する記録 (写真, 手紙を含む) (平成28年10月1日以降分)
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社業務課
決 定 年 月 日	平成30年9月7日 (一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号, 第3号及び第4号に該当 ・個人情報, 法人の代表者印, 警察業務情報, 協議に関する 情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成30年11月26日
諮 問 年 月 日	平成30年12月11日
答 申 年 月 日	(平成30年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—